

改修工事に伴う FOSTER ホール（市民会館）・公民館休館のお知らせ

市民会館・公民館では空調設備等の改修工事のため、以下の期間休館しています。利用者の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

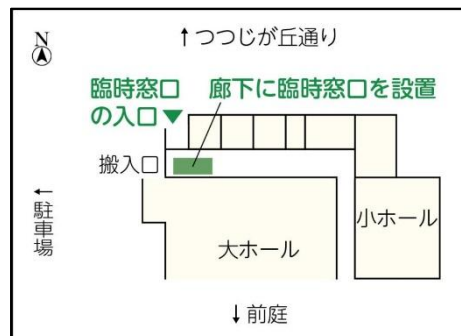
FOSTER ホール

＜ 昭 島 市 民 会 館 ＞

◇公民館（大ホール以外） 令和7年10月1日(水)から令和8年12月1日(火)まで

◇市民会館（大ホール） 令和8年1月13日(火)から令和8年12月1日(火)まで

- * 工事期間を変更した場合、休館期間も変更になることがあります。その場合は改めてお知らせします。
- * 市民会館・公民館の事務所は、現在市民会館（大ホール）のリハーサル室に移転しました。事務所にご用のある方は建物北側の『楽屋口』よりお入りください。（右記の図をご参照ください。）なお、令和8年2月から11月末までの祝日（振替休日も含みます）については、市民会館・公民館では終日業務を行っておりません。ご迷惑をおかけいたします。



市民会館（大ホール）利用申請受付のご案内

利用日	利用申請受付日
令和9年8月	令和8年8月1日（土）
令和9年9月	令和8年9月2日（水）

※ 市民会館の利用受付は午前9時から午後5時まで窓口のみで行います。電話での申し込みはできません。

- ◆ 市民会館の利用受付開始日は、市内外ともに利用予定日の属する月の12か月前の月の初日（この日が休館日の場合は翌開館日）となります。
- ◆ 市民会館空き状況は「昭島市公共施設予約システム」で確認できます。

公民館小ホールの特例的利用制度について

公民館登録団体の小ホールの利用申込みは5か月前からとなっていますが、次のような場合は6か月前から申請することができます。

- ◆ 公民館登録団体が日頃の活動の成果を発表する事業（発表会）
 - ◆ 利用可能団体数 1 か月 1 団体 ◆ 利用可能区分数 午前から夜間のうち3区分以内
 - ◆ 利用回数 1 団体年度 1 回
 - ◆ 申請日時 利用希望日の6か月前の月の1日から7日（休館日を除く）の午前9時から午後5時まで
- ☆ 同月開催の公民館運営審議会で申請内容を確認し、施設予約を決定します。

☆ 公民館だよりは次の場所で配布しています ☆

公民館だよりは、公民館の事業や利用方法などの情報を提供し、広く市民の皆さんに公民館を知っていただくため年6回偶数月の1日に発行しています。自治会を通じて配布されるほか、公民館、市役所2階行政資料コーナー、各市立会館など主な市の施設に置いてあります。また、市ホームページ「公民館」からもご覧いただけます。

★ デイジー版を発行しています

音訳版（デイジー）を発行しています。希望する方は公民館までご連絡ください。